

農業とグローバリゼーション

田代 洋一

(横浜国立大学大学院国際社会科学部教授)

1. 農業におけるグローバリゼーション

グローバリゼーション(グローバル化)を、さしあたりはモノ、カネ、ヒト、情報の地球規模での流動性の高まりとすれば、農業のそれはほぼ1870年代ごろに始まった。当時の鋼鉄製蒸気船、冷凍技術、大陸横断鉄道といった交通革命に支えられて、かさばる重量商品である穀物等の世界市場が成立したからである。同時にそれがヨーロッパの農業恐慌を引き起こし、それに対して関税政策が講じられるようになり、さらに1930年代の世界農業恐慌を通じて各国は農産物価格支持政策を採用するに至った。

このように、農産物貿易を拡大しつつ同時に国内農業を保護しようとする動きは、戦後のガット体制下でも、主としてアメリカの要求にそって農産物の自由化に数々の例外措置を設け、農業を聖域扱いするかたちで続いた。

それを一挙に反転させたのが1986年に始まるガット・ウルグアイラウンド(以下URとする)であり、1995年のWTO(世界貿易機関)の発足だった。WTO農業協定は、①関税を除くすべての国境障壁を取り払う「例外なき関税化」、②価格政策等を「貿易(市場)歪曲的」「生産刺激的」政策としてしりぞけ、生産を刺激しない(生産にリンクしない)直接所得支払い政策等への転換をせまった。①は関税化したうえで関税の引き下げ・撤廃による完全自由化を図るグローバル化、②は農業政策のグローバルスタンダードを各国に強い

るグローバル化である。

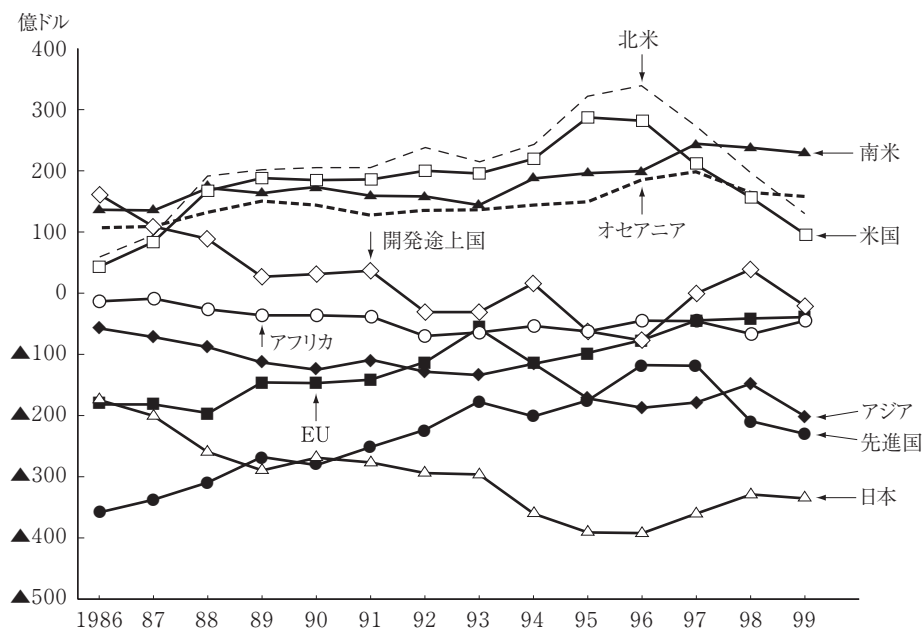
その背景を一口でいえば、アメリカにおける農業の輸出産業化と比較優位化、EUの農産物輸入地域から輸出地域への転換、すなわち農産物過剰の構造化である。これら輸出大国の農産物過剰を世界の農産物過剰にすり替え、その解消のためにあらゆる国が上記2政策を採用すべきという農産物輸出大国本位のグローバル化である(田代 2001a)。

グローバリゼーションを自由市場資本主義の普遍化として捉えるT.フリードマンは、第一次世界大戦までを「グローバル化の第1ラウンド」、ポスト冷戦体制をその「第2ラウンド」として描くが(Friedman 1999)、農業のグローバル化もほぼそれに照応している。

今日のグローバリゼーションは、冷戦体制の崩壊による自由市場資本主義への一元化を基調として、①情報通信革命、②過剰資本の国際的な流動性を求める金融自由化、③多(超)国籍企業の地球規模での営業の自由を求める貿易自由化・規制緩和・民営化の3つの要因により推し進められてきた。

農業のグローバル化にあたっては、③に係る多国籍アグリビジネスの活躍が注目される。多国籍企業の特質として企業内世界分業が指摘されているが、農業については現地子会社による現地生産・現地販売という「複数国国内企業型」が主流とされている(磯田 2001)。ただし日本の食品産業の中国等への進出は、初期には開発輸入を目

図表-1 地域別農産物貿易収支額の推移



資料:FAO [FAOSTAT]

注:1) 貿易収支額=輸出額(FOBベース)-輸入額(CIFベース)

2) EU及び先進国はEUの域内流通を除いた数値である。アジアは、中国、日本及び旧ソ連(アジア地域)を除いた数値である。

出典:農林水産省(2002:47)

的とした点で特徴的だったが、今日では現地販売85%、日本向け10%といった割合である(農林水産省 2003:43)。

2. 農業グローバル化の実相

グローバル化する農業に何が起きているか。以下の3点からみていく。

第1は貿易面である。世界の農産物の総輸出額の推移をみると、1980年=100として、85年=90.4、90年=150.9、95年=209.5、1999年=197.2であり、とくに85~95年に著しく伸びている。この間に穀物貿易量の伸び率は119程度だったから、とくに穀物以外の肉類、野菜、果実そして調整品・加工品の農産物貿易が飛躍的に高まっていることがわかる。

同時に貿易の地域構成が大きく変わった。図表-1では「北米やオセアニア等の輸出地域と日本をはじめとするアジア等の輸入依存地域の2極分

化が鮮明になるとともに、アジア、アフリカ等南米を除く開発途上国の農産物貿易収支の悪化が明瞭になってきている」(農林水産省 2002)。図表-1では北米の落ち込みが大きいのが、輸出額で見れば86年から99年にかけて倍増、割合も21.4%から23.7%に伸びている。南米は11.6%→12.6%、EUは16.1%→18.0%、アジアは15.5%→17.2%である。

農業グローバル化における勝ち組と負け組ははっきりしたのである。なかでも先進国・日本は、こと農産物貿易については完全に負け組・途上国のパターンに属し、世界最大の純輸入国としての地位の「向上」を誇っている。日本はとくに1980年代なかばから肉類、野菜、果実の輸入を急増させ、また輸入に占める加工品・半加工品の占める割合が85年の27%から2000年の45%へと大幅に伸びている点でも、世界貿易の典型である。

図表-1の純貿易額の格差の拡大傾向は、食料の貿易依存度の強まりを意味する。だが農業はそもそも自給的な産業である。世界の農産物生産

量のうち貿易に回る割合をみると、大豆29%、小麦19%が突出しているが、穀物全体では11%であり、穀物以外はことごとく一桁台である(2000年)。ちなみに穀物の主要輸出国(地域)では、オセアニアは61%と高いが、その他はカナダ37%、EU31%、アメリカ27%、中南米16%であり、同年の乗用車の45%に比べれば輸出大国といえどもなお自給的である(1999年)。

このような本来は自給財たるものの貿易額の急増は、貿易そのものの不安定化を招く。とくに最近では世界農産物需給の短期変動が強まっている。

第2に、「食のグローバル化」とともに、各地域・民族の伝統的な食が、ワールド・フードにとって代わられる「食文化のグローバル化」が起きている。フリードマンは、アメリカを訪れた日本の女の子が「ほら、ママ、この国にもマクドナルドがあるわ」といったという「マクドナルド化」のエピソードを紹介する(Friedman 1999=2000:下74)¹⁾。

これらが随伴したのが、「食の安全性問題のグローバル化」である。一昨年から日本を震撼させたBSE問題は、イギリスに始まってまたたく間に世界を席卷した。中国野菜の残留農薬問題も中国のWTO加盟と生鮮品輸出の急増に伴う問題だった。米欧間のホルモン牛肉や遺伝子組み換え食品をめぐる対立も継続している。

このような食の安全性問題のグローバル化に対して、ハザップ、トレーサビリティ、リスク・アナリシスという、コーデックス委員会主導の英語名での安全対策のグローバルスタンダードが各国に取り入れられつつあり、安全対策もまたグローバル化した。

第3は国内農業の面である。グローバル化は、国境障壁を取り払い、関税を低め、さらに国内の価格支持政策を制限することにより、いずれの国の農業をもより厳しい国際競争と価格引き下げ圧力に曝すことになった。そのことを一因として各国内部でも、家族農業経営の崩壊と離農、最上層経営への生産や資源の集中が進行している。アメリカではたった1.4%の100万ドル以上販売農場に農業生産の42%が集中し、フランスでは「100ha以上の経営への農地の集積は90年

の26.7%から97年には43.1%に高まった」(石井2002:18)。

日本では農産物販売金額別にみるとほぼ全階層的に落層しており、販売なし農家が増えている。要するに米価をはじめとする農産物価格の下落のなかで、ビジネス・サイズの縮小と高齢化のみが進行している。

FAO統計による農業労働力(「経済活動人口のうち農業人口」で林漁業を含み、日本の「労働力調査」の数値にやや近い)の1985~99年の減少率は、アメリカ22.3%、EU39.0%、日本47.6%、韓国51.0%と、とくに先進工業国において著しい。

かくして農業のグローバル化は、貿易取引額という利潤源泉を急増させ、自由市場資本主義に「光」をもたらしたが、国際的・国内的な格差拡大、農産物貿易の不安定化、食文化の破壊、食の安全性問題のグローバル化という「影」を生産者・消費者にもたらした。

3. さらなるグローバリゼーション—— WTO農業交渉と自由貿易協定

このようなグローバル化をさらに促進すべく1999年末にシアトルで開催されたWTO閣僚会議は、周知のように閣僚宣言を発することができなかった。「決裂」を招いた大きな要因は、途上国とNGOの登場だった。ガットに基づくURは、結局は先進農産物輸出大国間の、選挙によって選ばれず民意を反映しない官僚による談合の場ではなく、途上国と市民社会は排除されていた。しかるに途上国はWTOの多数派を占めるに至り、NGOも正式にオブザーバー参加を認められた。それらの新たな要因が、これまでのグローバリゼーションに疑問を投げかけたのがシアトルの出来事だった(佐久間2000)。

WTO農業協定では、次期交渉は同20条の「助成及び保護を実質的かつ漸進的(progressive)に削減すること」、「非貿易的関心事項」、「途上国に対する特別かつ異なる待遇」等を配慮して行うこととされていたが、シアトルではその前提条件自体が争われた。すなわち農産物を工業製品と同

一のルールのもとにおくか、農業には商品生産以外の多面的機能を非貿易的関心事項として配慮するかが最大の争点になった。前者はアメリカやケアンズグループ(輸出補助金を用いない輸出国グループ)、後者は日欧等の主張である。

それに対して新たに登場した途上国は、URは先進国の一人勝ちだったとして、「途上国の得意分野の自由化を優先させ、不得意分野の自由化は猶予せよ」という「途上国ボックス」(途上国のみを自由化や削減対象から外す)の主張を行った。その主張は「自由化反対のNGOとは本質的に一致しない」(佐久間 2000)。つまり新たな登場者たちのベクトルもまた多様だった。

このような農業と工業、先進国と途上国という2つの座標軸をめぐる争いを前哨戦として、新ラウンドは2001年11月に開始された。そこでの各国の農業提案、そしてハービンソン農業交渉議長のモダリティ(交渉枠組)一次案のポイントのみを比較する²⁾。

①関税…アメリカ・ケアンズ諸国案は、すべての関税を5年間で25%未満に引き下げる。EUはUR方式により6年間で平均36%、最低15%引き下げ、日本は独自提案を行わず、EU案を支持。途上国は先進国について大幅削減。モダリティ案は90%以上の関税率の品目については平均60%、最低45%引き下げる。

その意味するところを日本の米についてみると、現在、アメリカや中国から輸入されているミニマムアクセス米の原価はほぼキログラム当たり70円程度で、これに関税を上乗せすると、アメリカ・ケアンズ案では94円、モダリティ案では258円、日欧案では360円になる。

他方、国産米の2001年産の平均生産費は296円、自主米価格平均は271円である。輸入価格と比較すれば、アメリカ案は国産米の3分の1以下での輸入になり、モダリティ案は日本の生産費・価格水準をやや下回る程度になる。

最上層の5ha以上の生産費をとっても216円だから、アメリカ案では日本の米は全滅、モダリティ案でも多くの国産米が輸入米との価格競争の圏内に入り、2.0ha未満層(米販売農家の92%、

作付面積の68%、販売量の69%)は採算割れする。

各国(地域)案を前述のWTO農業協定第20条の「漸進的に削減」という基準に照らしてみれば、アメリカ案は、そもそも世界平均の農産物関税を62%から15%に引き下げようとするもので、「漸進的」どころか「超急進的」だ。日欧提案はURと同じ引き下げ水準だから「漸進的」というよりは「横ばいの」、モダリティ案はURの最低15%削減に対して45%削減だから3倍化であり、これまた「漸進的」とはいい難い。

当初は関税引き下げに積極的だった途上国においても、徐々に関税引き下げの影響に対する懸念が強まり、EU・日本等のUR方式への支持も増えているが、前述のように途上国ボックスの主張とのペアである。

②関税割当(アクセス数量)…日本はURで米について関税化の特例措置を受けた代償に、ミニマムアクセス(MA、最低輸入機会)を通常の消費量の3~5%から4~8%に割り増しされた。そこで今回、関税化後は割り増し数量を解消すべきことを訴えた。それに対してアメリカは現行数量の20%増し、ケアンズは先進国のみ現行数量に消費量の20%を上乗せ、EUはノーコメント、モダリティ案は国内消費量の10%(最低8%)に拡大、途上国は先進国について大幅拡大を主張した。

以上を日本のMA米に適用すると、日本案では53万t、アメリカ案では92万t、ケアンズ案では274万tにもなる。日本提案は自由化の促進という合意に反するものとして、国際理解はほとんど得られていない。WTOでは一度行った政府約束はほとんど不可逆的なこと(George 2001=2002:76)の一つの証左といえる。

③国内支持…削減対象の黄の政策についてはAMS(合計助成量)を、アメリカは5年間で農業生産額の5%まで削減、ケアンズや途上国は撤廃、EUは約束水準から55%削減、日本はEU支持、モダリティ案は60%削減。

④輸出補助金…EU・日本は削減、アメリカ・ケアンズ・途上国・モダリティ案は撤廃。その他にも重要な論点はいろいろあるが、割愛する。以

上の限りでも、EU・日本とアメリカ・ケアンズが対立し、途上国は自らには特別な配慮を求めつつ、先進国に対してはアメリカやケアンズと同じに、あるいはそれ以上に厳しい要求を出している。中国はWTO加盟とともに途上国グループに入った。

モダリティ案は中間をとったとされるが、中間点よりはアメリカやケアンズ寄りである。

このように各国・グループの提案はそれぞれ都合のよい案を主張しているが、同時に内部に矛盾や対立を抱え、対立の構図は流動的である。

アメリカは対外的には「市場機会の拡大を攻撃的に追求していく」としつつ（ゼーリック通商代表）、内政的には2002年農業法では生産刺激のとして削減対象の代表とされている価格政策を事実上の不足払い制度の復活で強化した。そのこと自体は、アメリカといえども自由市場資本主義一本槍ではいけないことを示唆して興味深いが、「外には開放、内には保護」は覇権国としてのダブルスタンダードにはかならない。

EUもまた、東欧への拡大に向けて直接支払いを削減し農村振興政策に振り向けていくCAP（共通農業政策）改革案をめぐって、それを支持するイギリス、ドイツ、オランダ等と反対するフランス等とが対立と妥協を繰り返しており、またフランス内でもCAPの価格支持、関税保護、輸出補助は「公共経済学の観点から正当性をもたえない」とし、「ヨーロッパの食文化に基づく地域特産品の知的所有権保護」を政策の中心に据えるべきとする主張が台頭している（Mahe 2001=2003:9）。フランス、EUがこの主張で固まれば、アメリカと同じ土俵にのぼったことになり、新ラウンドは一挙に進捗する可能性をもつ。

日本では、経団連が「海外との通商交渉を一本化して担う首相直轄の組織を創設するよう」主張している（『日本経済新聞』2003.3.15）。いわば日本版USTR（通商代表部）を設置し、農水省等が農業利害にこだわって「国益」を損ねたりしないよう、「抵抗勢力」を牽制している。

日本はEU案を支持しているが、EUはMA（ミニマムアクセス）については口をつぐむ。またEU

は自由化そのものは促進すべきという輸出国の立場から日本を牽制しており、日本がアメリカに抗しきれず妥協する可能性を警戒している。かくして日欧は同床異夢の可能性がある。

農業のみを取り出せば、米欧の対立は決定的にみえるが、サービス貿易（GATS）等をめぐる利害は一致しており、米欧の交渉トップは固い個人的絆で結ばれている（George 2001=2002:92）。かくして日本は米欧の妥協可能性を絶えず視野に入れておく必要がある。

途上国は、「交渉の場面に出てくるのはみんな商業省、商務省なのです。しかも来ている人はみんなエリート中のエリート、オックスフォード、ケンブリッジ、スタンフォード、ハーバードの出身者、アメリカ人よりも自由主義の考え方」であり（塩飽 2002:92）、農民団体やNGOとの階層的な亀裂は深い。

農業面では厳しい開放条件でWTOに加盟した中国は、比較劣位化する穀物を「大入」、比較優位化する畜産・野菜・果実等を「大出」する政策を採り³⁾、新ラウンドでも先進国に対する途上国の自由化論の急先鋒になっており、日本の「多面的機能の考え方は理解できるが、これは哲学。貿易ルールを具体的につくる際には、自由化促進の必要性も併せて考えないといけない」とする（『朝日新聞』2003.3.16）。

加盟国数の増加、途上国の多数派化により「WTOの機動性が低下傾向にあるなかで」（経済産業省 2001:157）、とくにシアトルの決裂以降、自由貿易協定（FTA）の動きが加速化している。以上にみた内外の対立、それに拍車をかけるアメリカのイラク先制攻撃による米欧対立により新ラウンドの決着が遅れる場合には、その傾向はさらに強まろう。EUはアフリカをはじめ地域ごとの経済統合体との間にFTAを結び、中国もASEANとの間で具体的な検討に入った。日本も遅れさせながら、シンガポールとの締結を皮切りに韓国、ASEAN諸国、メキシコ等との検討に入っている⁴⁾。

FTAは、WTOがめざす完全自由貿易の部分的な先取りとして、WTO以上に強烈的なグローバルイゼーションの促進であり、農業にとって厳しい

ものになる。

4. 2つのグローバリゼーションの相克

シアトルでは「反グローバリズム」の運動が注目をあびたが、それはあくまで今日のグローバリズムに対するアンチテーゼであり、「グローバル化のプロセスを民主化する」オルタナティブなグローバリゼーションの提起だといえる(Hardt and Negri 2000=2003:515)。以上にみた農業のグローバル化においても、グローバリゼーションをめぐる2つの道が争われている。

自称グローバリストであるフリードマンにいわせれば、「グローバル化を推し進める概念は、自由市場資本主義、すなわち、市場原理を導入して、自由貿易と自由競争に経済を開放すればするほど、経済効率は上がり、景気もよくなるという考え方だ。グローバル化が進めば、世界のほぼすべての国に自由市場資本主義経済が浸透することになる。グローバル化には一連の、独自の経済法則がある。経済の開放、規制緩和、民営化を中心に据えた法則だ。「文化的にみればグローバル化は……アメリカ化をさす」。そこでは誰もが「市場、国家、技術の情け容赦ない統合」を伴う自由市場資本主義の「黄金の拘束服」を着なければならず、拒めば市場によって破滅させられると脅す(Friedman 1999)。

このような自由市場資本主義、文化のアメリカ化に加えて、主権国家に対する先制攻撃を加えてでもアメリカ流の人権や民主主義を浸透させようとするのが、今日の「アメリカナイゼーションとしてのグローバリゼーション」であり、「グローバリズム」である。

このような立場からすれば、農業もまた自由市場資本主義の例外ではなく、そこでは農業と工業をあえて区別する必要はない。「日本の農業は経済や雇用の1~2%を占めるにすぎない。これにこだわり、非農産品やサービスの自由化を遅らせるのは間違った戦略だ。農業に日本経済の未来があるわけではない」(ゼーリック米通商代表、『日本経済新聞』2003.2.15)。

だが農業はそもそも土地を主要な生産手段とする土地生産であり、土地のうえに作られる農産物の貿易はありえても、その生産の土台となる農地は土地固着的であり、従って農業はそれぞれの主権国民国家の領土内で、その自然・歴史・風土に規定されて営まれる最もナショナルな産業としての性格をもつ。

そもそも「自由に移動するグローバル市場が機能するのは、まさしく地方と地方、国と国、地域と地域の違いが存在するから」なのであり(Gray 1998=1999:82)、その差異をなくしたら自由市場資本主義にとっての利潤の源泉も移動のインセンティブもなくなる。そこでアメリカナイゼーションという今日の歴史的形態をひきはがしてグローバリゼーションをみれば、それは地球を一つに繋ぐ人類の悠久の営為だといえる。そして地球が一つに結ばれることにより、各地域・民族・国の独自性が比較可能のものとして際立つ。そしてそこでは、異なるもの同士の共存が課題になる。

このような人類史レベルでのグローバリゼーション概念に照らしてみた場合、WTOに対する日本提案が「多様な農業の共存」を「基本的哲学」に据え、「効率性を重視した画一的な農業のみが生き残りうる貿易ルールは、わが国のみならず各国にとっても拒絶されるものである」と言い切ったのは、しごくまっとうな主張である。

かかる日本の主張は1980年代にひとまず食料安全保障論として成立する。1970年代の世界的な食料需給の逼迫と食料危機、アメリカの「食料=第三の武器論」の台頭を踏まえて、平素から食料自給力の維持強化を図りつつ、不測の事態に備えるというもので、当時はその核に米の流通ルートの特定と公的管理という食糧制度が据えられていた(田代 2002b)。

その後URにおいて米の自由化に対する国際的圧力がかかるなかで、日本は、「食料安全保障や国土・環境の保全等農業の有する多様な役割に十分配慮すべき」旨を主張するようになった。日本は、その主張が1989年中間合意で「非貿易的関心事項」(NTC)として認められたとして、以降は

一貫してそれを国際交渉のベースにしている。すなわち食料安全保障を含む国土・環境・景観・生物・社会・文化等の保全という農業の多面的機能の発揮は国内農業生産と不可分であり⁵⁾、多面的機能をNTCとして配慮するとした以上は、一定の国境保護や国内助成が認められるべきであるとする(田代 2001b)。

NTCは、本来は貿易と無関係な投資、競争政策から文化の多様性に至るまで幅広い分野にまたがるWTOの「新しいイシュー」だが、そのなかで農業の多面的機能は文化保護などととも「産業保護と関係する市民社会的価値」としての特徴をもつ(赤根谷 2003)。

多面的機能は「農業の」というよりは、「農地の」それであり、土地に固着した機能として交易の対象にならない。従ってその機能を維持するためには「多様な農業の共存」が求められるわけで、日本の基本的哲学は多面的機能論だといいかえることもできる。

とはいえ提案には一つの瑕疵がある。それは「輸入国が一切の輸入制限を関税化したのだから、輸出国も一切の輸出の禁止・制限を関税化せよ」というイコール・フィッティングの主張である。「多様な農業の共存」の観点からは、輸入であれ輸出であれ国境措置の例外なき関税化(自由化)自体の当否が問われるべきであり、食料危機に際して輸出国が自国民の食料確保のために有効な輸出制限をすることは認められるべき権利である。

「多様な農業の共存」は「多様な国民、国家の共存」の一部であり、そのためにはまず「それぞれの主権国民国家が国内住民のために、いついかなる時も食料を確保する権利を有する」という「食料主権」が認められるべきである。いいかえれば覇権国家以外の国家主権を認めない「帝国」のグローバリゼーションに対して、人々の生存を保障する、国家主権と共存するグローバリゼーションである。

以上、〈多面的機能→多様な農業の共存〉の論理を追ってきた。その日本の論理は哲学として崇高なものだが、それが理論的には反グローバリズムの文脈に属することの自覚が全くなく、現実の

交渉の場においてはほとんど力を発揮せず、削減率をめぐる数字の争いに埋没している。しかしそれでは新ラウンドもまた自由市場資本主義の普遍化に終わる。

日本の多面的機能論が現実的な説得力をもちうるためには何が必要なのか。

第1は農政面である。日本の農業政策が多面的機能の保全と発揮について、世界の耳目に触れるだけの努力をする必要がある。それがあって初めて、たんなる交渉の便法でないことが理解されよう。しかるに現状では多面的機能の発揮を正面から掲げた具体的政策は中山間地域の直接支払い政策に限定されている。

また日本は食料安全保障をNTCのみならず多面的機能の一環としても主張しているが、その土台となるべき食料自給率は低下の一途をたどっており、有効な施策は打たれていない。日本の当初の食料安全保障論は平素からの備えのうえで不測の事態に対処する構えだったが、最近公表された「米の危機管理マニュアル」は、危機的状況時には強制供出と配給を行う「オイコラ警察」の復活という有事法制論であり、平素の延長上に描かれる農政としての危機管理論にはなっていない。

第2は経済構造面である。工業輸出大国ニッポンが、WTOのメリットを最大限に享受しつつ、その点はほおかむりして、農業分野だけを孤立的に取り出して「共存」を訴えることの矛盾、あるいはWTOの枠内にあって、その枠を突破する気は露ほどもたずに、WTOの比較優位原則に真っ向から反する「共存」を訴えることの矛盾の克服である。

その矛盾は、図表-1にみるように、工業の最先端国ニッポンがこと農業については途上国の最右翼であるという矛盾の表れでもある。そのような困難のなかで、にもかかわらず日本がその経済構造を内需依存型に切り替え、それを踏まえて自らの国際的主張をたんなる「多様な農業の共存」から「多様な市場経済、資本主義の共存」に発展させえた時、日本もまた人類史的なグローバリゼーションの一翼を担いうるだろう。

注

- 1) 彼は「マクドナルドの国の国民はもはや戦争をしたがらない」とし、アメリカを「究極の温和な覇権国で、力づくを好まない国」としたが、その夢をマクドナルドの国のイラク先制攻撃は打ち砕いた。
- 2) 詳しくは <http://www.maff.go.jp/>、<http://www.wto.org/> を参照。
- 3) 中国は、WTO 加盟当初は予想に反して大量輸入にはならなかったが、自由化のもとでは比較優位原則の貫徹は必須であり、経済成長の過程で、穀物輸入の増大、地域間・農工商格差の拡大、日本等がたどった農業問題の激化に直面する可能性がある（阮蔚 2002; 田代 2002）。
- 4) FTA について、WTO は第 24 条で「実質的なすべての貿易について関税その他の制限的通商規則を廃止すること」を条件にしており、字義どおりに適用されればとくに農業への影響は大きい、「実質的なすべての貿易」の解釈については「特定のセクターを一括除外せず、かつ貿易額の 90% 以上の関税を撤廃する」のが一般的という。ここから農産物貿易が 10% 未満の国との FTA は可能という見解もあるが（清水 2002）、韓国、メキシコ、タイ等の交渉相手国はことごとく農産物を含むことを強く主張している。
- 5) ただし「多面的機能」（multifunctionality）という用語は、S. ジョージも「いささか粗野な言葉」（George 2001=2002:92）と揶揄するように熟しておらず、シアトル閣僚会議でも争われたように、概念的にも、なおクリアではない。日本は食料安全保障まで多面的機能に含めるが、それではすべての産業が多面的機能をもつことになろう。

文献

赤根谷達雄, 2003, 「非貿易的関心事項の政治学」小寺彰編『転換期の WTO』東洋経済新報社。
 石井圭一, 2002, 『フランス農政における地域と環境』農山漁村文化協会。
 磯田宏, 2001, 『アメリカのアグリフードビジネス』日本経済評論社。

経済産業省, 2001, 『通商白書 (2001年版)』。
 佐久間智子, 2000, 「シアトル以後の市民社会の課題」『農業と経済』66(4): 41-48。
 塩飽二郎, 2002, 「ガット/WTO 農業交渉の回顧と展望」『農業経済研究』74(2): 69-80。
 清水徹朗, 2002, 「自由貿易協定と農林水産業」『農林金融』55(12): 817-837。
 田代洋一, 2001a, 『日本に農業は生き残れるか——新基本法に問う』大月書店。
 ———, 2001b, 「自由貿易主義と日本の農産物貿易戦略」『農業と経済』67(13): 5-12。
 ———, 2002a, 「食料・農業・農村基本法の成立と食料安全保障」『農業および園芸』77(1): 191-196。
 ———, 2002b, 「東アジア農業調整をめざして」『農政調査時報』548。
 農林水産省, 2002, 『農林水産物貿易レポート2002』。
 ———, 2003, 『農林水産物貿易レポート2003』。
 阮蔚, 2002, 「中国の対米輸入拡大で強まる対日輸出拡大の圧力」『農林金融』55(12): 840-861。
 Friedman, T., 1999, *The Lexus and Olive Tree*, New York: Farrar, Straus and Giroux. (=2000, 東江一紀他訳『レクスとオリーブの木 上下』草思社。)
 George, S., 2001, *Remettre l'OMC à sa place*, Paris: Mille et une nuits. (=2002, 杉村昌昭訳『WTO 徹底批判!』作品社。)
 Gray, J., 1998, *False Dawn*, London: Granta Publications. (=1999, 石塚雅彦訳『グローバリズムという妄想』日本経済新聞社。)
 Hardt, M. and A. Negri, 2000, *Empire*, Cambridge: Harvard University Press. (=2003, 水嶋一憲他訳『帝国』以文社。)
 Mahe, L.-P., et F. Ortalo-Magne, 2001, *Politique Agricole*, Paris: Presses de Sciences Po. (=2003, 塩飽二郎他訳『現代農業政策論』農山漁村文化協会。)

(たしろ・よういち)